

## DH GateBlocker 設定サービス利用約款

### 第1条（約款の適用）

株式会社デジタルハーツ（以下「当社」という。）は、本約款に基づき、当社が提供する「DH GateBlocker ハードウェア」（以下「対象機器」という。）に係る設定サービス（以下「設定サービス」という。）を提供するものとする。

- 2 設定サービスの提供を受ける者（以下「利用者」という。）は本約款を遵守するものとする。

### 第2条（約款の範囲・変更）

当社は、利用者の承諾を得ることなく、本約款を変更することができる。この場合において、設定サービスの提供条件は、変更後の本約款の内容が適用される。

### 第3条（設定サービスの提供）

本約款及び別途定める「条件通知書」の定めに従い、設定サービスを提供するものとし、本約款と条件通知書の定めが相違がある場合、条件通知書の定めが優先する。

- 2 設定サービスは、当社が別途指定する業者によって行うことができるものとする。
- 3 当社は、利用者が以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、設定サービスを提供するものとする。
  - (1) 対象機器がインターネット回線に接続され、利用可能となっていること。
  - (2) 当社が利用者を訪問した際に、対象機器の設置場所まで案内し、設定サービスの実施へ立ち会うこと。
  - (3) 当社が設定サービスを実施する時点において、設定場所に対象機器等が用意されており、設定サービスの実施に必要なアカウント及びパスワード等設定情報が用意されていること。
  - (4) 当社が設定サービスを実施する際に、利用者が、当社の要求する電力、照明、消耗品、通信回線の使用その他の便宜を、当社に対して無償で提供すること。
- 4 当社は、設定内容に不備があった場合、設定サービス完了後3か月以内に限り、再設定作業を行うものとする。

### 第4条（協力義務）

利用者は、当社が設定サービスの提供に必要な協力を求めた場合、当社に対し、以下の各号に定める協力をするものとする。

- (1) 当社の求めに応じたアカウント及びパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた設定サービス提供のために必要な情報の提供。
- (3) その他設定サービスの提供のために当社が必要と認める事項の実施。

## 第5条（提供除外）

当社は、契約者が以下の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断する場合、設定サービスを提供しないことがあるものとする。

- （1）利用者が第3条3項のいずれかの条件を充たさない場合。
- （2）利用者が第4条のいずれかの協力を行わない場合。
- （3）不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- （4）その他、利用者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

## 第6条（秘密保持）

当社及び利用者は、本契約に基づき知り得た、技術、データその他の営業上並びに技術上の秘密情報、ノウハウ、経営情報、当社及び利用者との間の契約の存在及びその内容等（以下「秘密情報」という。）について、第三者（当社のグループ会社及び提携業者、並びに当社及び利用者の役職員、弁護士、公認会計士等の法令上の守秘義務を負担するアドバイザー（以下「アドバイザー等」という。）を除く。）に開示・漏洩してはならず、また本業務を遂行する以外の目的のために使用してはならないものとする。

2 当社及び利用者は、前各項の定めにかかわらず、以下の秘密情報については秘密保持義務を負わないものとする。

- （1）開示を受ける際に、既に自ら所有し又は第三者から入手していたことを立証できるもの。
- （2）開示を受ける際に、既に公知公用であったもの。
- （3）開示を受けた後、自己の責によらずに公知公用となったもの。
- （4）開示を受けた後、第三者から秘密保持義務なしに正当に開示を受けたもの。
- （5）自らが独自に創作したもの。
- （6）法令、規則、命令等に基づき官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けたもの。ただし、本号において、当該公的機関以外の第三者に対しては、当該情報はなお秘密情報として扱う。

## 第7条（責任）

利用者は、その責に帰すべき事由により、当社又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用により、かかる損害を賠償しなければならないものとし、当社に何ら迷惑をかけないことを保証する。

2 当社は、当社の責に帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合は、当該損害の原因になった本サービスに関し、利用者が当社に対して支払った設定サービスに係る利用料を上限として、その損害を賠償する。ただし、当社は、当該賠償に関して、現実に生じた通常の損害とし、利用者が第三者に与えた損害、逸失利益・第三者の損

害賠償請求に基づき発生した損害、予見の有無にかかわらず特別の事情により生じた損害その他当事者の責めに帰すことのできない事由により生じた損害について、如何なる場合においても、一切の責任を負わないものとする。

#### 第8条（免責）

当社は、次の各号に定める事由により、利用者に損害が生じた場合としても、一切の責任を負わず、免責される。

- (1) 第5条に定める事由。
- (2) 設定サービスを提供する前提条件として乙が使用する電力等の設備、通信回線（電話回線・インターネット回線）、サーバその他の機器及び関連するソフトウェアの障害等に起因する設定サービスの提供不能。
- (3) 天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟怠業、争議行為その他不可抗力。
- (4) その他当社の責めに帰すべきでない事由。

以上

2019年6月1日 制定